

諮問日：令和2年2月10日（令和元年度（情）諮問第34号）

答申日：令和2年11月26日（令和2年度（情）答申第24号）

件名：東京地方裁判所における民事訴訟法192条及び193条に関する文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「民訴法192条及び193条に関する文書（統計、取扱の定め、配点など）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、同法192条に関する文書については作成し又は取得していないとして不開示とし、同法193条に関する文書については同条を罪名とする刑事通常第一審事件の既済件数一覧表（以下「本件対象文書」という。）に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和元年11月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

現に、東京地方裁判所において上記条文に関する事件が係属している。地裁民事部で事件が審理されているのだから、配点、統計件数など何ら民事に関する情報がないのは不自然である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 民事訴訟法192条に関する文書について

同法192条は不出頭の証人に対する過料等について定めた規定であるが、同条に基づく過料事件のみを対象とする統計に関する文書は、司法行政事務の

遂行上必要がないことから、同統計をとることを定めた通達や通知等も存在せず、作成又は取得していない。

また、同条の取扱いの定めに関する文書は、司法行政事務の遂行上必要がないため、作成又は取得していない。

そして、過料事件の配てんについて定めた文書はあるが、同条独自の配てんは定められていないことから、これを定めた文書は、作成又は取得していない。

その他、申出に関する司法行政文書は、作成又は取得していない。

2 民事訴訟法193条に関する文書について

同法193条は不出頭の証人に対する刑罰について定めた規定であるが、同条を対象とする統計に関する文書は、令和元年11月6日付け司法行政文書の開示についての通知書において提供したもののほかに、司法行政事務の遂行上必要がないことから、同条に関する統計をとることを定めた通達や通知等も存在せず、作成又は取得していない。

また、同条の取扱いの定めに関する文書は、司法行政事務の遂行上必要がないため、作成又は取得していない。

そして、刑事事件の配てんについて定めた文書はあるが、同条独自の配てんは定められていないことから、これを定めた文書は作成又は取得していない。

その他、申出に関する司法行政文書は、作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 令和2年2月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月23日 | 審議 |
| ④ | 同年11月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、①民事訴訟法192条に基づく過

料事件のみを対象とする統計に関する文書及び同法193条を対象とする統計に関する文書は、本件対象文書のほかには、司法行政事務の遂行上必要がないことから、統計をとることを定めた通達や通知等は存在せず、作成し又は取得しておらず、また、②同法192条及び同法193条の取扱いの定めに関する文書は、司法行政事務の遂行上必要がないため、作成し又は取得しておらず、さらに、③過料事件や刑事事件の配てんについて定めた文書はあるが、同法192条又は同法193条独自の配てんは定められていないことから、これらの条文に基づく配てんを定めた文書は、作成し又は取得していないとのことである。本件対象文書に記載された数値に照らすならば、同法192条及び同法193条が規定する正当な理由のない証人の不出頭という事態はそれほど多く発生していないことが推察される。よって、東京地方裁判所において、これらの条文に関する司法行政文書が作成され、又は取得される蓋然性が高いとはいえず、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理なものであるとはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委 員 長 戸 雅 子